

山口市障害福祉サービス実施計画

(策定イメージ)

第五次山口市障害福祉計画

第三次山口市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

令和 年 月

山 口 市

令和5年7月5日開催
山口市障がい福祉施策懇話会資料

目 次

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標		
成果目標 1	施設入所者の地域生活への移行	1
成果目標 2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
成果目標 3	地域生活支援の充実	6
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等	9
成果目標 5	障がい児支援の提供体制の整備等	11
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等	13
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	16

第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	訪問系サービス	18
2	日中活動系サービス	20
3	居住系サービス	25
4	相談支援	27
5	発達障がい者等に対する支援	28

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策		
1	障害児通所支援	30
2	障害児入所支援【県事業】	33
3	子ども・子育て支援	34

第2章 障害福祉サービス等提供体制確保に関する成果目標

本章では、国の基本指針により、障害福祉サービス等の提供体制確保についての成果目標を、本市における実情に応じて設定するものです。

1 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある人が、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等での地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和8年度における目標を下記のとおり設定します。

【成果目標①】 施設入所から地域生活に移行する者の数

【成果目標②】 施設入所者の削減数

第五次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

* 令和5年度末において、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

本市における考え方

【成果目標①】

【成果目標②】

今後記述



項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 令和8年度末の地域生活移行者数	●人	令和4年度末時点の施設入所者●人(*) を基準とし、●%の人がグループホームな どへ移行すると見込む
【成果目標②】 令和8年度末の施設入所者の削減数	●人	令和4年度末時点の施設入所者●人(*) を基準とし、●%の削減を見込む

(*)令和4年度末時点の施設入所者●人は、令和4年度末時点の施設入所者数●人から本市における
継続入所者●人を除いた人数。

継続入所者数とは、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を
見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以
下「整備法」という。)」による改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定
施設等」という。)に入所していた者(18歳以上の者に限る。)であって、整備法による改正後の法
に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの
の数。

目標達成のための方策

【成果目標①】

.

【成果目標②】

.

今後記述



2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、本市の第三次計画期間内に、保健、医療、福祉関係者の協議の場の設置を進め、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していくことが求められたところです。

本市においては、当該システムの構築を推進していくためには、地域の医療サービスに係る体制整備が重要であることから、協議の場としては、山口・吉南地区地域ケア連絡会議(次ページ*)に「障がい者地域移行専門部会」を設置し、協議の場として活用していくこととしています。

成果目標については、以下の3点を県が目標設定します。

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ・精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)

(*)山口・吉南地区地域ケア連絡会議は、山口市にある保健、医療、福祉の関係団体及び関係行政機関の協議により、山口市内の高齢者及び障がい者等の在宅ケアを推進するため、連絡調整を図り、もって高齢者等の健康と福祉の向上に資することを目的とする会議体。



成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～⑧)

- ①市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定する。
- ③市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
- ④現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑤現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑥現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑦現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
- ⑧現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。



本市における活動指標と見込値

【活動指標①～③】

【活動指標④～⑧】

今後記述

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回			
②保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	人			
③保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回			
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	人			
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人			
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人			
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人			
⑧精神障がい者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	人			

目標達成のための方策

.

今後記述



3 地域生活支援の充実

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備（地域生活支援拠点等の整備）が、国が示す新たな目標として本市の第三次計画から盛り込まれています。入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備による地域生活への移行の支援及び地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の充実を図る必要があります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。

【成果目標①】 地域生活支援拠点等の整備及びその運用状況の検証及び検討

【成果目標②】 強度行動障がいを有する障がい者に関する支援体制の整備

第五次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

①令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業者等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。



本市における考え方

【成果目標①】

【成果目標②】

今後記述

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-1】 地域生活支援拠点等の整備	1か所	令和●年度までに確保する
【成果目標①-2】 機能の充実に向けた運用状況の検証 及び検討	年1回	令和●年度までに実施体制を整備
【成果目標②】 強度行動障がいをもつ障がい者に 関する支援体制の整備	確保	令和8年度までに確保する

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充させるため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～②)

①地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数の年間の見込み数を設定する。

②地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数の年間の見込み数を設定する。



本市における活動指標と見込値

【活動指標①～②】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置	人			
② 検証及び検討の実施回数	回			

目標達成のための方策

.

今後記述



3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するための目標を設定します。

【成果目標①】 一般就労への移行者数 等

【成果目標②】 就労定着支援事業の利用者数 等

第五次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度中に一般就労に移行する人数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める(就労移行支援:1.31倍以上、就労継続支援A型:1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上)。さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ②令和8年度の就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

本市における考え方

.

今後記述



項目	目標	算出根拠等
<u><基準値></u> 令和8年度末における就労移行支援事業所数(A)	7事業所	令和4年度末の就労移行支援事業所数
<u><基準値></u> 令和8年度末における就労定着支援事業所数(B)	3事業所	令和4年度末の就労移行定着事業所数
【成果目標①-1】 令和8年度の一般就労移行者数	24人	令和3年度中に福祉施設から一般就労に移行した18人を基準とし、国が示す伸び率1.28倍から算出した者の数
【成果目標①-2】 令和8年度の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	12人	令和3年度の就労移行支援事業から一般就労へ移行した9人を基準とし、国が示す伸び率1.31倍から算出した者の数
【成果目標①-3】 令和8年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	7人	令和3年度の就労継続支援A型事業から一般就労へ移行した5人を基準とし、国が示す伸び率1.29倍から算出した者の数
【成果目標①-4】 令和8年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	6人	令和3年度の就労継続支援B型事業から一般就労へ移行した4人を基準とし、国が示す伸び率1.28倍から算出した者の数
【成果目標①-5】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所数(C)	4事業所	本市の現状から5割を見込む
	5割	割合(C/A)
【成果目標②-1】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	17人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数12人を基準とし、国が示す伸び率1.41倍から算出した者の数
【成果目標②-2】 就労定着率が7割以上の就労移行支援事業所数(D)	1事業所	本市の現状から2割5分を見込む
	2割5分	割合(D/B)

目標達成のための方策

今後記述

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別ごとのニーズやライフステージに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要です。

【成果目標①】 児童発達支援センターの設置

【成果目標②】 障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築

【成果目標③】 主に重症心身障がい児を支援する事業所の設置

【成果目標④】 医療的ケア児のための協議の場の設置等

第五次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本市における考え方

【成果目標①～④】

今後記述



項目	目標	算出根拠等
【成果目標①】 児童発達支援センターの設置	設置	平成24年度に設置済
【成果目標②】 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	構築	令和8年度までに構築する
【成果目標③-1】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標③-2】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所	令和2年度に開設済
【成果目標④-1】 医療的ケア児のための協議の場の設置	設置	令和2年度中に自立支援協議会等を活用し、設置予定
【成果目標④-2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置	令和2年度に配置し、山口県ホームページで公表済

目標達成のための方策

.

今後記述



6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するための目標を設定します。

【成果目標①】 基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

【成果目標②】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等への取組及び協議会の体制の確保

第五次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

本市における考え方

【成果目標①-1】

【成果目標①-2~②】

今後記述

項目	目標	算出根拠等
【成果目標①-1】 基幹相談支援センターの設置	設置	平成26年度に設置済
【成果目標①-2】 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	令和8年度までに確保する



【成果目標②-1】 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	実施	令和8年度までに実施する
【成果目標②-2】 上記の取組を行うために必要な協議会の体制の確保	確保	令和8年度までに確保する

成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

相談支援体制を充実・強化するため、また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～⑦)

①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。

②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。

③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

④個別事例の支援内容の検証の実施回数を見込みを設定する。

⑤基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置見込みを設定する。

⑥協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数の見込みを設定する。

⑦協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①～③】

【活動指標④～⑦】

今後記述



項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件			
②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件			
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回			
④個別事例の支援内容の検証の実施回数	回			
⑤基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置	人			
⑥-1 協議会における事例検討実施回数	回			
⑥-2 協議会における参加事業者・機関数	事業所・機関			
⑦-1 協議会の専門部会の設置数	部会			
⑦-2 協議会の専門部会の実施回数	回			

目標達成のための方策

.

今後記述



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築するための目標を設定します。

【成果目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

第五次計画の成果目標と考え方

■国が示す基本的な考え方

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

本市における考え方

県が実施する研修への市職員の積極的な参加のほか、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析・活用し、事業所等と共有する体制を構築します。

項目	目標	算出根拠等
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	構築	令和●年度までに構築する



成果目標を達成するための「活動指標」については、国が示す基本的な考え方に基づき設定します。

第五次計画の活動指標と考え方

■国が示す基本的な考え方

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築するため、次に掲げる活動指標の数値の見込みを設定する。(活動指標①～②)

- ①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

本市における活動指標と見込値

【活動指標①】

【活動指標②】

項目	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	実施の有無			
②障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	体制の有無			

※山口県が実施する①の研修(例示)

- ・相談支援従事者研修
- ・サービス管理責任者研修
- ・児童発達支援管理責任者研修
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・医療的ケア児等支援者コーディネーター養成研修
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・障害支援区分認定調査員研修
- ・市町審査会委員研修

目標達成のための方策

今後記述



第3章 総合支援法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、総合支援法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	食事や入浴、排泄などの身体介護や身体介護を伴わない家事援助等を障がいのある人の居宅に出向いて提供します。
重度訪問介護	常時介護を必要とする障がいのある人に対して、食事・入浴・排泄の身体介護、家事援助、コミュニケーション支援、外出時の移動の際の介護を総合的に提供します。重度の肢体不自由のある人もしくは知的障がいのある人又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人が対象です。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいがある人について、外出時に同行し、移動に必要な情報提供とともに移動の援護その他の支援を提供します。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して居宅介護等を包括的に提供します。

第五次計画の見込み

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅介護	人/月	実利用人数			
	時間/月	延利用時間			
②重度訪問介護	人/月	実利用人数			
	時間/月	延利用時間			
③同行援護	人/月	実利用人数			
	時間/月	延利用時間			

④行動援護	人/月	実利用人数			
	時間/月	延利用時間			
⑤重度障害者等包括支援	人/月	実利用人数			
	時間/月	延利用時間			

第五次計画の見込量の考え方

【①居宅介護】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	142	144	
時間/月	1,943	1,998	

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～6月実績による見込
(以降、この章では同じ)

【②重度訪問介護】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	11	11	
時間/月	2,468	2,455	

【③同行援護】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	31	34	
時間/月	446	436	

【④行動援護】

・

【⑤重度障害者等包括支援】

・

見込量を確保するための方策

【①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護】

【⑤重度障害者等包括支援】

今後記述

2 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名		サービスの概要
生活介護		常時介護を必要とする人が安定した生活を営むために、主として昼間に支援施設で入浴、排泄、食事の介護を行うほか、創作活動や生産活動の機会を提供します。障害支援区分3以上(施設入所の場合は4以上)、50歳以上の人の場合は障害支援区分2以上(施設入所の場合は3以上)の人が対象です。
自立訓練(機能訓練)		地域生活を営むうえで必要な身体機能を維持・回復・向上させるために、作業療法や理学療法によるリハビリテーションや歩行訓練、家事等の日常生活上の活動訓練、コミュニケーションの訓練、これらについての相談・支援を18か月以内の期間を標準として個別の支援計画に基づいて行います。
自立訓練 (生活訓練)	(生活訓練)	知的障がいや精神障がいのある人を対象に、障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通って、地域での日常生活で必要になる食事や家事などの訓練や日常生活上の相談を行う支援です。24か月以内の期間を標準として、利用者の自宅又は一定の場所に通って訓練を行うものです。ただし、長期間通所・入院をしていた人については36か月以内を標準の期間とします。
	(宿泊型自立訓練)	知的障がいや精神障がいのある人で、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等を対象に、地域移行に向けて、一定期間、居室その他の設備を利用しながら、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言そのほかの必要な支援を行います。標準期間は生活訓練と同じです。

就労選択支援	障がいのある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、2年間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難ではあるが、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して作業所への通所など、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である人に対して、雇用契約に基づかない作業所内における就労の機会を提供します。
就労定着支援	一般就労した障がいのある人に対して就職先の企業や自宅へ訪問等し、必要な連絡調整や指導・助言を行い、職場に定着できるよう支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所	介護者が病気などで一時的に介護ができない場合に、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。

第五次計画の見込量

サービス名		単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①生活介護		人/月	実利用人数			
		人*日/月	延利用日数			
①の利用者のうち、 重度障がい者数		人/月	実利用人数			
②自立訓練(機能訓練)		人/月	実利用人数			
		人*日/月	延利用日数			
③自立訓練 (生活訓練)	(生活 訓練)	人/月	実利用人数			
		人*日/月	延利用日数			
	(宿泊 型自立 訓練)	人/月	実利用人数			
		人*日/月	延利用日数			

④就労定着支援	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
⑤就労移行支援	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
⑥就労継続支援(A型)	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
⑦就労継続支援(B型)	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
⑧就労定着支援	人/月	実利用人数			
⑨療養介護	人/月	実利用人数			
⑩短期入所 (福祉型)	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
⑩の利用者のうち、 重度障がい者数	人/月	実利用人数			
⑪短期入所 (医療型)	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
⑪の利用者のうち、 重度障がい者数	人/月	実利用人数			

*生活介護は、継続入所者数 ●人(令和4年度実績値)を除く。

*就労継続支援(B型)は、継続入所者数●人(令和4年度実績値)を除く。

第五次計画の見込量の考え方

【①生活介護】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	448	456	
上記のうち、 重度障がい者 (人/月)			
人*日/月	8,960	9,049	

*生活介護の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度:●人、令和4年度以降:●人)

【②自立訓練(機能訓練)】

・

【③-1 自立訓練(生活訓練)】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	25	26	
人*日/月	347	421	

【③-2 自立訓練(宿泊型自立訓練)】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	7	8	
人*日/月	168	219	

【④就労選択支援】

・令和7年度から創設される事業であることを踏まえ、…

【⑤就労移行支援】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	36	25	
人*日/月	545	365	

【⑥就労継続支援(A型)】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	43	59	
人*日/月	837	1,138	

【⑦就労継続支援(B型)】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	512	559	
人*日/月	8,306	8,932	

*就労継続支援(B型)の実績に関し、各年度の継続入所者●人を除く。

【⑧就労定着支援】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	11	14	

【⑨療養介護】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	19	21	

【⑩短期入所(福祉型)】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	58	63	
上記のうち、重度障がい者(人/月)			
人*日/月	493	555	



【⑪短期入所(医療型)】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	1	1	
上記のうち、重度障がい者(人/月)			
人*日/月	1	1	

見込量を確保するための方策

【①生活介護】

今後記述

【②自立訓練(機能訓練)、③自立訓練(生活訓練)】

【⑤就労移行支援、⑥就労継続支援(A型)、⑦就労継続支援(B型)、⑧就労定着支援】

【⑨療養介護、⑩短期入所(福祉型)、⑪短期入所(医療型)】

3 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障がいがある人に対して、主に夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを提供するものです。
自立生活援助	施設等から一人暮らしをする知的・精神に障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行い、地域生活を支援するものです。

第五次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①共同生活援助	人/月	実利用人数			
①の利用者のうち、重度障がい者数	人/月	実利用人数			
②施設入所支援	人/月	実利用人数			
③自立生活援助	人/月	実利用人数			

*施設入所支援は、継続入所者数●人(令和4年度実績値)を除く。

第五次計画の見込量の考え方

【① 共同生活援助】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	221	225	
上記のうち、重度障がい者(人/月)			

【② 施設入所支援】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	230	235	

*施設入所支援の実績に関し、下記の継続入所者数を除く。

(令和3年度:●人、令和4年度以降:●人)

【③ 自立生活援助】

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	3	4	



見込量を確保するための方策

【① 共同生活援助】

・

【② 施設入所支援】

・

【③ 自立生活援助】

・

今後記述

4 相談支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がいのある人等を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障がいのある人や入院している精神障がいのある人等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応を行います。

第五次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①計画相談支援	人/月	実利用人数			
②地域移行支援	人/月	実利用人数			
③地域定着支援	人/月	実利用人数			

第五次計画の見込量の考え方

【①計画相談支援】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	340	358	

【②地域移行支援、③地域定着支援】

・

②地域移行支援

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	1	1	

③地域定着支援

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	0	0	

見込量を確保するための方策

・

今後記述

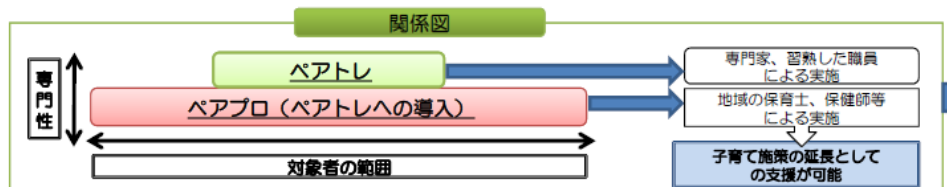
5 発達障がい者等に対する支援

発達障がい児者の早期発見・早期支援には、家族等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい児者及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要であることから、活動指標として以下の取組・目標を設定します。



◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

- ・ペアレントトレーニング(ペアトレ)
親が自分の子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とする。トレーナーには専門知識が要求される。
- ・ペアレントプログラム(ペアプロ)
地域での普及を図るために開発された、より簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



人材育成

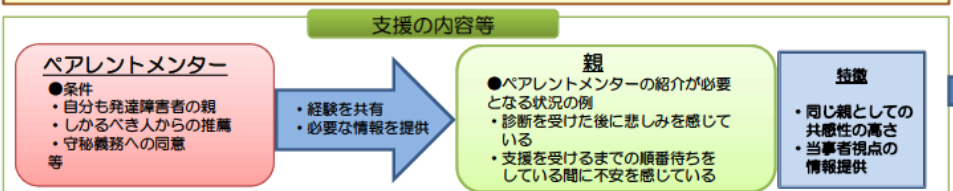
(都道府県・市町村) 発達障害者児者及び家族等支援事業

事業実施

(市町村) 巡回支援専門員整備事業

◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



(都道府県・市町村) 発達障害者児者及び家族等支援事業

(厚生労働省資料)

第五次計画の活動指標の目標値

項目	単位	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	人	4			
②ペアレントメンターの人数	人	18			
③ピアサポートの活動への参加人数	人	87			

*①ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数:県事業として実施したプログラム等への受講者数(実数)

*②ペアレントメンターの人数:県事業として養成し、登録されているペアレントメンターの人数

*③ピアサポートの活動への参加人数:ペアレントメンター相談会の参加人数(延数)

目標達成のための方策

今後記述

.

第4章 児童福祉法に基づくサービスの必要な量の見込みとその確保策

本章では、第2章で定めた、成果目標等を達成するために必要な、児童福祉法に基づくサービス提供量等の見込みとその確保策を定めます。

1 障害児通所支援

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学児について、施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児について、授業の終了後又は休業日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他、集団生活を営む施設に通う児童を対象に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	未就学の重度障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

第三次計画の見込量

サービス名	単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人/月	実利用人数			
①児童発達支援	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
②放課後等 デイサービス	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
③保育所等訪問支援	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
④居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実利用人数			
	人*日/月	延利用日数			
⑤障害児相談支援	人/月	実利用人数			
⑥医療的ケア児に対す る関連分野の支援を調 整するコーディネーター の配置人数	人	配置人数			

*人*日/月:「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出される

第三次計画の見込量の考え方

【①児童発達支援】（医療型児童発達支援を含む）

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	190	224	
人*日/月	1,278	1,481	

*令和3年度、令和4年度は4月～3月の実績、令和5年度は4月～6月実績による見込
(以降、この章では同じ)

【②放課後等デイサービス】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	435	458	
人*日/月	5,343	5,507	

【③保育所等訪問支援】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	10	14	
人*日/月	10	14	

【④居宅訪問型児童発達支援】

・

【⑤障害児相談支援】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人/月	176	186	

【⑥コーディネーター配置】

・

単位	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
人	5	5	

見込量を確保するための方策

【①児童発達支援、②放課後等デイサービス】

・

【③保育所等訪問支援】

・

【④居宅訪問型児童発達支援】

・

【⑤障害児相談支援】

・

【⑥コーディネーター配置】

・

今後記述



2 障害児入所支援【県事業】

障害児入所支援には、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」の2つのサービスがあり、県が実施主体になります。

■国が示す市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みの設定にあたっては、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行を図ることを考慮しながら設定することが必要である。特に、障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行にあたっては、市町村は都道府県、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら、障害児が指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)へ入所した後から、退所後の支援を見据え、18歳以降の支援の在り方について、適切な時期に必要な協議が行われるよう体制整備を図っていくことが必要である。

【サービスの概要】

サービス名	サービスの概要
福祉型児童入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行います。
医療型児童入所施設	施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

第三次計画の見込量の考え方

【①福祉型児童入所施設】

- ・ 令和5年4月1日現在の利用児童数は●人です。
- ・ 見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。

【②医療型児童入所施設】

- ・ 令和5年4月1日現在の利用児童数は●人です。
- ・ 見込量は、実施主体の県が、新規利用の決定や18歳到達による利用の終了等を踏まえ、市町ごとに設定します。

3 子ども・子育て支援

障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、子ども・子育て支援等における障がい児の受入れ体制整備について、定量的な目標を設定します。

■国が示す計画の作成に関する基本的事項

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

定量的な目標

施設名	定量的な目標(障がい児受入人数見込) (人)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所			
認定こども園 (2・3号認定のみ)			
放課後児童クラブ			

定量的な目標の考え方

目標達成のための方策

今後記述